

重要

必ず世帯主の方にお伝えください

□納税通知書(変更決定通知書)

・国保税は、喪失した月の前月分までの月割で税額を算出します。

・納税義務者である世帯主あてに郵送します。

喪失届出月	郵送時期
4月～6月	7月中旬
7月～3月	届出月の翌月中旬

・再発行はできませんので、大切に保管ください。

・喪失が過年度の場合は、年度ごとに変更決定通知書を郵送します。

□納付・還付

1 納付書払いの場合

・変更決定通知書が届くまでに納期が到来している税額は、お手持ちの納付書で納付してください。

・納付した金額が変更後の金額よりも多い場合は、届出の翌々月以降に納税課より還付の通知を郵送します。

・納期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでお支払いできません。

・納期限が過ぎた未納の納付書をお持ちの場合、①～④のいずれかの機関にて納付が可能です。

①納付書裏面に記載のある福島市収納機関

②納税課(福島市役所2階)

③支所(土湯温泉町・立子山・飯坂・松川・信夫・吾妻支所に限る)・大波出張所

④ゆうちょ銀行・郵便局

2 口座振替の場合

・変更決定通知書が届くまでに納期が到来している税額は、既に決定している税額で口座振替が行われます。

・変更後の金額よりも多く納付した場合、届出の翌々月以降に納税課より登録口座へ還付されます。

・口座名義人の方が国保を喪失しても、世帯に国保加入者がいる場合、口座振替は継続されます。

・世帯の国保加入者が全員国保を喪失した場合であっても、国保へ再加入すると、今まで利用していた口座から振替になる場合がありますので、支障がある方は、お申し込みの金融機関で変更または廃止の手続きを行ってください。

3 特別徴収の場合

・届出月の次の偶数月まで既に決定している税額で、国保税が年金から納付されます。

・変更後の金額よりも多く納付した場合、届出の翌々月以降に納税課または年金機構より還付の通知を郵送します。

・国民健康保険税の口座振替の登録をしていた場合、登録口座へ還付されることがあります。

・複数月で還付金が発生した場合は、還付は月ごとに分けることがあります。

※還付金は、他の市税に未納があると充当する場合があります。



□福島市から転出される場合

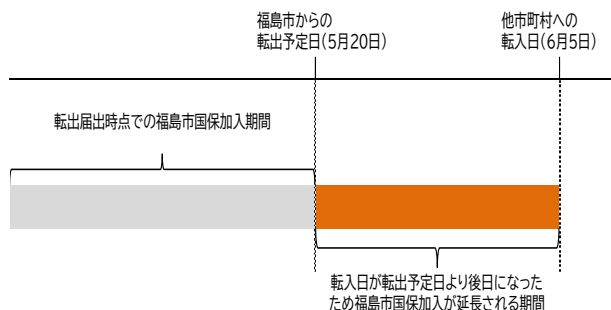
・転出予定日に関わらず、他市町村(特別区を含む)への転入日(転入届により届け出た転入した日)以降は、福島市国民健康保険は使用できません。

※引越が遅くなったなどのご事情により、転入日が転出予定日より後の日付になる場合は、転入日の前日まで福島市の国民健康保険に加入していることとなります。

(転入日が転出予定日より後の日付となる例)

- ①福島市に届け出た転出届 転出予定日:5月20日
- ②新しい市町村へ届け出た転入届 転入日:6月5日

この場合、福島市の国保は6月4日まで使用でき、
国保税は5月分まで課税されます。



□新しい健康保険の加入日以降は、福島市の国民健康保険は使用できません。

- ・国保喪失後に使用すると、後日福島市へ医療費の返還が必要になる場合があります。
- ・既に福島市の国民健康保険を使用してしまった場合は、受診された医療機関へ健康保険が変更になったことを速やかに申し出て、「資格確認書」または「マイナ保険証」を医療機関に提示してください。

□医療費にかかる補助を受けている方

加入している保険が変わりますので、各担当窓口にお申し出ください。

子ども医療費助成		
ひとり親家庭医療費助成	共生社会推進課 医療助成係 (024-525-3747)	福島市役所2階
重度心身障がい者医療費助成		
小児慢性特定疾病医療費助成	こども家庭課 母子保健係 (024-525-7671)	福島市役所3階
福島県肝炎治療に対する医療費助成	保健予防課 感染症対策係 (024-572-3152)	保健福祉センター内 (福島市森合町10番1号)
結核医療費公費負担制度		
指定難病医療費助成	感染症・疾病対策課 難病支援係 (直通:024-573-4384)	
自立支援医療制度	障がい福祉課 障がい給付係 (024-525-3796)	福島市役所1階

□お問い合わせ先

国保に関する情報を HP にて公開しております。

詳しくは QR よりご確認ください。

- ①国保税について
- ②よくある質問



(課税内容・軽減)	国保年金課	国保資格係	024-525-3735
(納付・納税相談)	納税課	納税第一係	024-573-4071
		納税第二係	024-573-4072
		納税第三係	024-573-4073
		滞納整理推進室	024-573-4074

